

原子力災害対策指針（改定）に対する意見

平成27年6月19日
京丹後市役所

本市は、平成27年4月22日に原子力災害対策指針が改定されたことに対し、関係自治体とともに意見書を提出することとしましたので、お知らせします。

- 1 意見書 別紙のとおり
- 2 意見書提出先 原子力規制委員会
原子力規制庁
- 3 関係自治体 京都府 京丹後市長 中山 泰
京都府 与謝野町長 山添 藤真
滋賀県 大津市長 越 直美
滋賀県 彦根市長 大久保 貴
滋賀県 米原市長 平尾 道雄

4 中山市長コメント

東日本大震災における原子力災害から得られた貴重な教訓は、“想定外にも万全に備える”ということのはずである。UPZ圏外も直ちに広く避難が必要な“想定外”の大きな事故が万々一にも発生しない保証はあるのか？ そうでないなら、それに備えようとするUPZ圏外の自治体の自主的な事前対策が懲罰されるべきこそあれ、否定されるべきなど決してあってはならない。国は真摯にこの要望を受けとめてほしい。

平成27年6月19日

原子力規制委員会 田中俊一委員長 殿

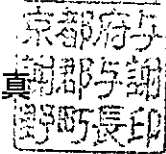
原子力規制庁 池田克彦長官 殿

原子力災害対策指針（改定）に対する意見

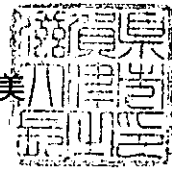
京都府 京丹後市長 中山 泰



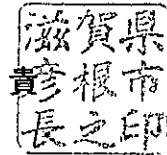
京都府 与謝野町長 山添 藤真



滋賀県 大津市長 越 直美



滋賀県 彦根市長 大久保 貴



滋賀県 米原市長 平尾 道雄



標記については、下記のとおり申し入れますので、ぜひともご検討のうえ実現を願います。

記

1 意見

UPZ圏外とされた自治体であっても、UPZ圏内の自治体に準じた環境を有すると自ら判断して、UPZ圏内の自治体と同様又は準じた防災計画を策定するなど積極的な対策を講ずる自治体に対して、「原子力災害事前対策」をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述をぜひ追加すべきである。

2 理由

- (1) 我々有志自治体は、厳格にはUPZ圏外に位置付けられているが、東日本大震災においては30km圏外の地域でも地域によっては相当の汚染の影響が発生した経過等からも、“一般的には想定外でも万全に備えて想定する”ことが欠かせないと、それぞれの総合的な事情も踏まえ判断し、各自治体とも、UPZ・30km圏内の自治体に準じて、原子力災害対策・地域防災計画又は住民避難計画又はこれらに沿った対策を策定するなど、万一の事態に備えているところである。
- (2) しかしながら、今回改定された原子力災害対策指針（以下、単に「指針」という。）においては、改定前の指針において“30km圏外であってもその周辺を中心に防護措置が必要とされる場合がある、及びUPZ圏外においても防護措置の実施の準備が必要になる場合がある”と記述されていた部分が削除され、3月4日付け別途文書「UPZ外の防護対策について」で記述されるような、“敷地近傍の区域”と“遠方の区域”という距離差の基準で基本的に区分けしてそれぞれ備えを行うことが合理的だという考え方を背景に、“UPZ圏の内外”の基準だけで防護対策の有無の如何を一律・一刀両断に分離し、もって、UPZ圏外の自治体に関しては事前の積極的な防護策の必要性を消除している。
- (3) 今回の指針の内容に関し、UPZ圏外だけでも独自に避難対策や防護対策等を策定する積極的な意図がある自治体にとって決定的に困惑するのは、典型的には、避難先を他の自治体に協力を求めて策定する、又は事前に都道府県等の支援を求めて準備措置を行いたいとする場合などにおいて、指針において国の責任当局として“UPZ圏外の自治体がこれらを行うことは合理的ではない(=不要である)”との前提で防災対策の全体を評価・策定されているため、それがゆえに、当該自治体の協力等の求めに対して相手方団体がかような圏外自治体の申し出に積極的に応じ又は協力していただけることが明らかに想定しがたくなる(※)ことである。

(※) 例えば、「そんなこと言われても、国当局が“圏外の自治体はそんなことする必要ない”とはっきり言っているのに、協力したい動機を持っていても協力に応じづらい。住民にどう合理的に説明するのか。」などと相手方から一蹴されかねない懸念がある。
- (4) そもそも、災害対策の大原則は、様々な分野で国民的な防災対策がますます求められる中で、各般の制度的な対策とともに各団体や個人の自主的な対応が自ずと懇請され、促されるような内容をもつべきであることはいうまでもないことである。ましてや、特に、東日本大震災における原子力災害から得られた貴重な教訓は、“想定外にも万全に備える”ということのはずである。

- (5) しかしながら、今回の指針では、上記(3)で記述するように“自主的な対応が促される”どころか逆に、“自主的な対応が押し戻され、否定される”側面を持ち、その意味で災害対策として全く合理的でなく、UPZ圏外自治体が真摯に自主的な対応を築こうとする上で極めて理不尽である。

(例えば、避難対策に関し交通環境等を踏まえ発災地からの距離に応じた体系的で円滑な避難等の実施の必要性等が指摘され、そのことはとても大切であり基本的には十分に理解できる。その前提だが、では他方で、いきなりUPZ圏外も広く避難が必要な“想定外の”大きな事故が発生しない保証はあるのか？対策の上に一次的にUPZ内外といった基準の線引きを行うことは理解できるが、そういった場合が発生しない保証ができないからこそ、それに備えたUPZ圏外の自治体の自主的な事前対策も懲慥されるべきこそすれ、否定されるべきなどあってはならないのではないかと決してあってほしくはないが、万一そのような想定外災害が発生した場合には、UPZ圏外自治体の自主的な備えが事前にあった方が、被災の程度や実際の避難時の混乱はより少なくすむのではないかと？)

- (6) なお、地域防災計画の中でのUPZの設定については、市町村自らにUPZ設定の権限がない以上、独自に避難対策等を策定する意図がある自治体であったとしても、UPZ圏外であることをやむなくされる場合があることは排除できない。問いたいのは、その場合には、UPZ圏外であるため、申し述べたような想定外に備える自主的な措置すら否定されていいのか？ということである。もちろん、上記(4)(5)で述べたように、決してそうであってはならない。

- (7) このように、UPZの設定の場(距離基準又は地域防災計画等)のいかんを問わず、今の指針内容のままでは、UPZ圏外だけでも独自に避難対策、防護対策等を策定する積極的な意図がある自治体にとって、自主的な事前対策すら否定されてしまいかねない場合があることが強く懸念される。

- (8) このため、1意見のように、少なくとも、想定外の事態に積極的に備えようとしている自治体等に対しては、その対策の必要な準備等が懲慥され、ましてや決して阻害されることがないように、「原子力災害事前対策」をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述をぜひ追加すべきである。